

重要事項説明書 (通所介護・総合事業サービス)

あなたに対する通所介護・介護予防通所介護・総合事業サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

法人名称	株式会社オン・ザ・プラネット
主たる法人の所在	東京都町田市南成瀬1-2-2-301
法人種別	営利法人
代表者名	坂本 康浩
設立年月日	2009年2月2日
電話番号	042-732-3735
ホームページアドレス	http://www.o-t-p.co.jp/rehaterrace/index.html http://www.o-t-p.co.jp/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	リハテラス長津田
指定番号	横浜市長指定第 1473302154 号
所在地	神奈川県横浜市緑区長津田5-3-34 サンエースビル1F
開設年月日	2014年11月1日
電話番号	045-482-3490
管理者の氏名	亀山 武尊
サービス提供地域	東京都町田市、横浜市緑区、青葉区、旭区の一部 青葉区（青葉台、あかね台、榎が丘、恩田町、桂台、桜台、すみよし台、奈良、奈良町、若草台） 旭区（若葉台） 緑区（十日市場町、長津田、長津田町、いぶき野、上山、霧が丘、新治町、三保町、長津田みなみ台） 町田市（つくし野）
実施している その他の事業	なし

3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄筋コンクリート
延べ床面積	104.25㎡
利用定員	通所介護と総合事業サービスを合わせて次の通りとする。 1単位目：25名 2単位目：25名
設備	機能訓練室、相談室、静養室、防火設備、トイレ

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	通所介護・総合事業における運動機器利用による機能訓練
運営の方針	短時間で効果的な運動を提供することで、自由快適な生活を応援する

5. ご利用事業所の職員体制

1 単位目

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）
生活相談員	1人	常勤2名 昼勤（8時30分～17時45分）
看護職員	3人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分） 非常勤2名 昼勤（9時00分～17時15分）
介護職員	4人	常勤4名 昼勤（8時30分～17時45分）
機能訓練指導員	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）

2 単位目

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）
生活相談員	1人	常勤2名 昼勤（8時30分～17時45分）
看護職員	3人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分） 非常勤2名 昼勤（9時00分～17時15分）
介護職員	4人	常勤4名 昼勤（8時30分～17時45分）
機能訓練指導員	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）

6. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※年末年始を除く祝祭日は普段通り営業
営業時間	8時30分～17時45分
サービス提供時間	1単位目：9時00分～12時05分 2単位目：14時00分～17時05分

7. 提供するサービス内容

一人ひとりに合わせたトレーニングメニューを作成し、運動機器を利用した機能訓練指導、補助

8. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス（負担割合証に記載されている割合が自己負担）

※詳細は別紙「料金表」参照

(2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

① 通所介護サービス

② 総合事業サービス

②は月額制ですが、以下の場合には日割計算を行います。

ア 要介護から要支援に変更となった場合

イ 要支援から要介護に変更となった場合

ウ 同一保険者管内での転居等によって事業所を変更となった場合

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

介護保険の支給限度額を超えるサービス利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用

なし

(4) キャンセル料

なし

(5) 支払方法

口座振替（1回目の口座振替が始まるまでは集金とさせていただきます。）

※場合によって集金になることがあります。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	045-482-3490
		住所	神奈川県横浜市緑区長津田5-3-34 サンエースビル 1F
横浜市 介護事業指導課	ご利用時間	平日	午前8時45分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	045-671-2356
		住所	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10
青葉区 高齢・障害支援課 高齢者支援担当	ご利用時間	平日	午前8時45分～午後5時00分
	ご利用方法	電話	045-978-2444
		住所	神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町31番4号
旭区 高齢・障害支援課 高齢者支援担当	ご利用時間	平日	午前8時45分～午後5時00分
	ご利用方法	電話	045-954-6161
		住所	神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目4番地12
緑区 高齢・障害支援課 高齢者支援担当	ご利用時間	平日	午前8時45分～午後5時00分
	ご利用方法	電話	045-930-2317
		住所	神奈川県横浜市都緑区寺山町118番地
国民健康保険団体 連合会 相談窓口	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	045-329-3447
日本弁護士会 高齢者障害者のための 電話相談	ご利用時間	月～金曜日	午後1時～午後4時
		火曜日	午前10時～午後12時
	ご利用方法	電話	03-3581-9110

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、当事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

- ・加入保険会社名

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 西暦2016年3月1日

11. 研修

従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- ①採用時研修 採用後2か月以内
- ②継続研修 年2回以上実施

12. 秘密保持

事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

13. 虐待防止に関する事項

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. 感染症に関する事項

1 事業所は、感染症の予防及び蔓延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。